

下関市障害者スポーツセンターの使用について

当スポーツセンターは下関市障害者体育施設の設置等に関する条例及び条例施行規則により、社会福祉法人下関市社会福祉協議会が管理運営を行っています。

ご利用者のみなさまには、下記の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 開館時間

火曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日 午前9時から午後5時まで

※ 準備・片付け・清掃の時間も含まれます。

2. 使用できる方

・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方、及びその同等と認められる方及び介助者等で、障害者等であることを証する書類（障害者手帳等）の提示が必要となります。

・なお、上記の方以外でも障害のある方の利用に支障のない場合に限り、使用することができます。

3. 使用許可申請について

・センターを使用する場合、あらかじめ使用許可申請書を提出してください。

・申請（予約）については、障害者は使用する日の3か月前から、その他の方は1か月前から行うことができます。

4. 使用の許可について

・使用の許可を受けた方には、使用許可書をお渡しします。

・使用許可を受けた障害のある方（個人使用）には、使用証（カード）をお渡しします。（年度ごとの更新です）

5. 使用料の納付について

・障害者は無料です。

・その他の方は、使用許可を受けた時に使用料を納付してください。（使用する日の受付時）

・センターを使用する方（使用する全員）が下関市内に居住する65歳以上の場合には使用料を半額減免します。ただし使用料減免申請書の提出が必要です。

※使用料は別表に記載します。

6. 使用の中止について

・センターの利用を中止する場合には、使用中止届を提出してください。

・使用の中止（キャンセル）は当日でもできますが、連絡なしで使用中止をした場合、その後の使用ができなくなる場合があります。

7. 使用内容の変更について

使用内容の変更（時間・面数など）をする場合には、変更許可申請書（使用許可申請書と同じ書類）の提出が必要です。

※上記の提出が、中止及び変更当日にできないときは、後日でも構いませんので、必ず提出をお願いします。

8. 使用許可の取り消し

・ 使用者が使用の目的以外でセンターを使用したときや偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき、災害その他不可抗力による事由によりセンターを使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき、市長が公益上必要あると認めるとき、市長がセンターの管理運営上特に必要があると認めるときには、使用許可の取り消しまたは、使用を停止、使用許可の条件を変更する場合があります。

9. 使用上の注意事項

・ センターの施設、付属設備等を損傷させたときには、損害賠償していただきますので、ご注意ください。

・ 使用される場合は、安全管理上室内シューズを使用してください。

・ 持ち込んだゴミ（弁当ガラなど）は、必ず各自お持ち帰りください。

使用料

使用区分	使用料(1時間につき)
全面使用	620円
3分の2面使用	410円
2分の1面使用	310円
3分の1面使用	210円
卓球台1台分	100円

※使用する時間が1時間未満の時、または使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その時間については1時間とカウントする。

器具使用料

使用器具	使用料(1回につき)
バスケットボール設備・器具一式	100円
バレーボール器具一式	100円
バドミントン・トリムバレー器具一式	100円
インデアカ器具一式	100円
卓球器具一式	100円
個人体育用具一式	100円